

デイサービス しらふじ

令和6年度

6月～

事業所番号:4570103814

<通所介護> (6時間以上7時間未満)

要介護度	基本利用料	入浴介助 加算Ⅰ	個別機能訓練 (Ⅰ)イ	個別機能訓練 (Ⅰ)ロ	個別機能訓練 (Ⅱ)	※ADL維持等 加算(Ⅰ)(Ⅱ)	生活機能向上 連携加算Ⅱ2	サービス提供体制 強化加算Ⅰ	通所型サービス科学的 介護推進体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ
要介護1	584円/日	40円/日	※1 56円/日	※1 76円/日	20円/月	R8年4月から 算定予定です ※2	※3 100円/月	22円/日	40円/月	別途合計額に9.2%相当 の介護職員処遇改善加 算が加わります。
要介護2	689円/日									
要介護3	796円/日									
要介護4	901円/日									
要介護5	1008円/日									

・1日の利用料金になります。サービスコード6-7単位 要介護1で(15-2346～2350)

・食事代(おやつを含む)、1日¥550が別途加算されます。・送迎がない場合は片道につき47円の減額となります。

※1 個別機能訓練加算Ⅰロを基本算定と致します。人員配置基準等により個別機能訓練加算Ⅰイとなる場合がございます。

※2 ADL維持等加算(Ⅰ・Ⅱ)については、利用より6か月目のADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定されます。

※3 生活機能向上連携加算Ⅱは月単位、任意となります。

<介護予防・日常生活支援総合事業>

要支援度	基本利用料	サービス提供体制 強化加算Ⅰ1	生活機能向上連携加算Ⅱ	通所介護科学的介護 推進体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ
要支援1	1,798円/月	88円/月	200/月 ※任意	40円/月	別途合計額に9.2%相当の介護職員 処遇改善加算が加わります。
要支援2	3,621円/月	176円/月			

・1ヶ月の利用料金になります。・生活機能向上連携加算2は理学療法士の助言の元、運動プログラムを作成します。

・食事代(おやつを含む)、1日¥550が別途加算されます。

・送迎料は、基本利用料に含まれています。・送迎がない場合は片道につき47円の減額となります。

<その他>

・介護保険の認定を受けている方等が対象です。

<通所介護> ※サービスコード

通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	155051	通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	155053	生活機能向上連携加算Ⅱ2	154003
通所介護入浴介助加算	155301	ADL維持加算(Ⅰ)	156338	ADL維持加算(Ⅱ)	156339
通所介護処遇改善加算Ⅰ	156108	通所介護科学的介護推進体制加算	156361	通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ	156099
				個別機能訓練加算(Ⅱ)	155052

<介護予防・総合事業> A6

通所型独自介護処遇改善加算Ⅰ	6100	サービス提供体制加算Ⅰ1(要支援1)	6011	通所型サービス科学的介護推進体制加算	6311
生活機能向上連携加算Ⅱ	4002	サービス提供体制加算Ⅰ2(要支援2)	6012		